

第4期釜石市障がい福祉計画【概要版】  
(案)

平成27年4月  
釜石市

この概要版は、パソコンの音声読み上げソフトが利用しやすいようテキストのみで編集しています。表のなどを利用していませんので見にくいところもありますがご理解をお願いします。

# 目次

第1章	計画の基本的な考え方	1 ページ
1	策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	計画の基本理念	
5	基本目標	
6	第4期障がい福祉計画の基本視点	
7	障害者総合支援法に基づくサービスの体系概要	
8	計画の対象者	
9	計画期間中の見直し	
第2章	釜石市の現状	5 ページ
1	障害者手帳所持者数	
2	身体障害者手帳所持者数	
3	身体障害者手帳所持者の等級別人数	
4	療育手帳所持者数	
5	精神障害者保健福祉手帳所持者数	
第3章	第4期計画の目標値の設定	7 ページ
1	入所施設利用者の地域生活への移行	
2	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	
3	地域生活支援拠点等の整備	
4	福祉施設での就労から一般就労への移行	
5	計画の基本施策	
第4章	計画の基本施策の推進	9 ページ
1	指定障がい福祉サービス及び計画相談支援等の充実	
	(1) 訪問系サービス	
	(2) 日中活動系サービス	
	(3) 居住系サービス及び計画相談支援等	
2	地域生活支援事業の充実	
	・ 必須事業	
	・ 任意事業	
3	障がい児通所支援の充実	

## 第5章 地域での自立した生活に向けた支援の充実

19 ページ

- 1 相談支援体制（地域ケア体制）の充実
- 2 障がいに関する地域理解の促進
- 3 生活の場の確保
- 4 福祉施設での就労から一般就労への移行等の推進
- 5 災害時における要援護者への対応

## 第6章 計画の推進体制

22 ページ

- 1 庁内における計画の推進
- 2 地域との連携
- 3 大槌町及び岩手県との連携
- 4 地域移行へ向けた関係機関等との連携
- 5 計画達成状況の点検と評価

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

障がいのある人や障がいのある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、平成18年に「障害者自立支援法」が施行されました。その後、障害者自立支援法は、さまざまな制度改正を経て平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）と名称を変え、障がいのある人や障がいのある子どもの社会生活向上を目指してきました。

この障害者総合支援法では、地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが目的とされており、これまで、制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われました。

このような動きの中で、障がいのある人が地域でいきいきと安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の社会参加の機会の確保や、共生社会の実現など、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。

市町村が定める「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して、数値目標、サービス見込み量及びサービス見込み量確保のための方策を定めるものです。

当市では、これまで「第1期釜石市障害福祉計画」（平成18～20年度）、「第2期釜石市障がい福祉計画」（平成21～23年度）、「第3期釜石市障がい福祉計画」（平成24～26年度）を策定し、障がい福祉サービス提供基盤の整備を行ってきました。

第4期障がい福祉計画は、第3期障がい福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービスの実績を踏まえ、平成29年度を最終目標年次とした数値目標、障害福祉サービスの見込み量を設定し、障がい福祉施策の一層の充実を図るために策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

第4期釜石市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、計画の最終年度である平成29年度の目標及び障がい福祉サービス等の見込み量などについて定めたものです。

また、この計画は、厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して策定しました。

さらに、障がいのある人の支援については、生活環境、保健、医療、福祉、雇用、教育、防災、防犯など、様々な分野の取組みと総合的・一体的に進める必要があることから、平成19年3月に策定した「第2次釜石市障がい者福祉計画」との調和が保たれたものとしてします。

### 3 計画の期間

国の基本指針では計画期間を3年としており、これに即して障がい福祉計画は3年ごとに作成しています。第4期計画は平成27年度から平成29年度までの3カ年が計画期間となります。

### 4 計画の基本理念

本計画は、第2次釜石市障がい者福祉計画の基本理念に基づき策定します。

#### 【第2次釜石市障がい者福祉計画の基本理念】

障がいのある人がいきいきと安心して普通に暮らせるまちづくり

### 5 基本目標

本計画の基本理念である「障がいのある人がいきいきと安心して普通に暮らせるまちづくり」を実現するため、次の三つの基本目標を掲げます。

#### (1) 地域で安心して生活できる支援体制づくり

障がいのある人が、健康で安心して住みなれた地域で生活できるよう、健康、医療や生活支援の充実などを図ります。

#### (2) 自立し、生きがいを持って生活できる環境づくり

障がいのある人が、自分の意思が尊重された自立を実現し、様々な社会参加を通じて生きがいを持って生活できるよう、教育・育成の充実、雇用・就業の促進、スポーツ・レクリエーションや芸術文化活動の促進などを図ります。

#### (3) とともに支え合って生活できる社会づくり

障がいのある人が地域住民と理解しあい、支えあい、尊重しあいながら、地域の一人として普通に生活できるよう、啓発・広報の推進、生活環境の整備、情報の提供やコミュニケーションの強化、災害・緊急時の対策の充実などを図ります。

## 6 第4期障がい福祉計画の基本視点

### (1) 計画の作成プロセス等に関する事項

P（計画）D（実行）C（評価）A（行動）のサイクルを導入し、計画が適正に実行されているかどうかの検討を行い、必要に応じて改善を図り、さらにサービスを高めていくというプロセス重視に努めます。

### (2) 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

次のような4点の成果目標をかかげ取り組みます。

- ① 施設入所者の地域生活への移行
  - ・地域生活移行者の増加
  - ・施設入所者の削減
- ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行
  - ・入院後3カ月時点の退院率の上昇
  - ・入院後1カ月時点の退院率の上昇
  - ・在院期間1年以上の長期在院者数の減少
- ③ 障がい者の地域生活の支援
  - ・地域生活支援拠点の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
  - ・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
  - ・就労移行支援事業の利用者の増加
  - ・就労移行支援事業所の就労移行率の増加

## 7 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系は、「自立支援給付（介護給付、訓練等給付）、補装具費の支給、自立支援医療、相談支援」と「地域生活支援事業」で構成されます。

また、市町村で実施している児童福祉法に基づくサービスは障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、指定障がい児相談支援）があります。障がいの

ある子どもの施設入所については、都道府県が実施しています。

## 8 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」は、次のとおりです。

- 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）
- 知的障がい者（療育手帳所持者、児童相談所等で知的障がいと判定された方）
- 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定される方）
- 難病患者等（難治性疾患克服研究事業臨床調査研究分野の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチに罹患している方）
- 障がい児（児童福祉法第4条第2項に規定される児童）

## 9 計画期間中の見直し

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法や障害者総合支援法の改正及び障害者差別解消法の制定など国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。

このような動向も踏まえ、計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行うものとしていきます。



## 第2章 釜石市の現状

### 1 障害者手帳所持者数

本市の人口は、平成21年3月末の41,038人が平成26年3月末には36,584人となり、5年間で4,454人の減少となっています。

障害者手帳所持者については、東日本大震災で多くの身体障がい者が亡くなったことにより、身体障害者手帳所持者が大きく減少しました。

平成25年度末の手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者 1863人

療育手帳所持者 353人

精神障がい者保健福祉手帳所持者 181人

### 2 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、障がい区分で「肢体不自由」の占める割合が大きく、平成25年度時点の18歳未満9人、18歳以上947人を合計すると全体のおよそ51.3%を占めます。これに次いで、内部障がいが多く、以下、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの順となります。

平成25年度末の身体障害者手帳所持者障がい区分

肢体不自由 956人

内部障がい 549人

聴覚・平衡機能障がい 172人

視覚障がい 159人

音声・言語・そしゃく機能障がい 25人

### 3 身体障害者手帳所持者の等級別人数

身体障害者手帳所持者の等級別人数は、平成25年度では、重度（1級・2級）が994人と多く、次いで、中度（3級・4級）の635人、軽度（5級・6級）の234人となっており、重度が過半数を占めています。

身体障害者手帳等級別人数

1級 711人

2級 283人

3級 290人

4級 345人

5級 99人

6級 135人

#### 4 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり平成 25 年度は 353 人となっています。

療育手帳所持者数

A（重度） 138 人

B（中軽度） 215 人

#### 5 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、増減を繰り返しながらほぼ横ばいの状況となっており 181 人の手帳所持者がいます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

1 級 52 人

2 級 100 人

3 級 29 人

## 第3章 第4期計画の目標値の設定

### 1 入所施設利用者の地域生活への移行

【第3期計画期間の進捗状況】

地域生活移行者数

目標値 8人

実績値 12人

【第4期計画の目標値】

地域生活移行者数

目標値 13人

### 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【第3期計画期間の進捗状況】

目標値 6人

実績値 7人

【第4期計画の目標値】

国の第4期障害福祉計画の目標値の基準が改正され、岩手県においては県単位で目標値が定められることになりました。市は、岩手県の定めた目標値をもとに地域移行の支援を行います。

### 3 地域生活支援拠点等の整備（第4期計画からの追加項目）

国の基本方針では、障がいがある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談（地域移行、親元からの自立等）②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性（人材の確保・養成、連携等）⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化することが求められるとしています。

この地域生活支援における拠点を整備することは、当市の障がい福祉資源の活用だけでなく圏域全体の障がい福祉資源を活用していくことが求められることから、大槌町及び釜石大槌地区障がい者自立支援協議会と連携しながら整備していくこととします。

## 4 福祉施設での就労から一般就労への移行

【第3期計画期間の進捗状況】

目標値 12人

実績値 20人

【第4期計画の目標値】

目標値 20人

## 5 計画の基本施策

### (1) 訪問系サービスの充実

障がいのある人が、地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）について充実を図るとともに、サービス提供体制の充実とサービスの質の向上に努めていきます。

### (2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の日中活動の場、また、社会参加の場、さらには地域生活や就労に向けた訓練の場として、障がいのある人が希望するサービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、障がい児通所支援、短期入所）を提供できるよう、日中活動系サービスの充実に努めていきます。

### (3) 地域生活支援事業の充実

地域の中で自立した日常生活や社会生活を送るために必要なサービスが円滑に利用できるよう、中立かつ公平な立場で適切な相談支援を行う体制を整備します。また、釜石市が独自で実施する地域生活支援事業【訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、生活訓練事業、日中一時支援事業（日帰り短期入所）、日中一時支援事業（タイムケア）、社会参加支援】の柔軟な運用に努めていきます。

### (4) 地域生活への移行の推進

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立訓練等の推進により、施設入所や入院から地域生活へ移行できるよう努めていきます。

### (5) 福祉施設での就労から一般就労への移行等の推進

就労移行支援や就労継続支援のサービスの充実を図るとともに、障がいのある人の福祉施設での就労から一般就労への移行や、福祉施設や民間企業、公的機関等において雇用の場が拡大されるように努めていきます。

## 第4章 計画の基本施策の推進

### 1 指定障がい福祉サービス及び計画相談支援等の充実

#### (1) 訪問系サービス

##### 【サービスの種類】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

##### 【サービスの見込量】

###### 第3期計画実績

利用者数 46人（月平均）

利用時間 767時間（月平均）

###### 第4期計画目標値

利用者数 50人（月平均）

利用時間 835時間（月平均）

釜石圏域では、訪問系サービスの中では居宅介護、重度訪問介護、同行援護が利用されています。現段階で、平成29年度までのサービスの見込量への対応は可能ですが、サービスの質の確保も重要であることから、事業者に対する研修の開催や情報の提供、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会による個別ケア会議の開催などを随時行い、利用者のニーズに見合ったサービスの提供を行います。

なお、訪問系サービスについて、事業所の確保はおおむね予定どおり進んでいるものの、重度障がい者等包括支援については釜石圏域で事業所が確保されていません。これらのサービスを実施する事業所の確保については、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会で検討していきます。

#### (2) 日中活動系サービス

##### ①生活介護

##### 【サービスの見込量】

###### 第3期計画実績

利用者数 136人（月平均）

利用時間 2711時間（月平均）

###### 第4期計画目標値

利用者数 142人（月平均）

利用時間 2840時間（月平均）

生活介護は、平成26年度末で136人が利用しています。今後は特別支援学校卒業予定者の利用を考慮し、年間2人程度の増加を見込んでいます。

見込量の確保については、現在のサービス提供事業所の提供基盤で対応可能と見込んでいます。

## ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### 【サービスの見込量】

#### 第3期計画実績

利用者数 1人（月平均）

利用時間 21時間（月平均）

#### 第4期計画目標値

利用者数 2人（月平均）

利用時間 48時間（月平均）

自立訓練については、地域生活に移行するための重要なステップであることから障がい者の特性に応じた適正な支給決定に努めます。見込量の確保については、現在のサービス提供事業所の提供基盤で対応可能と見込んでいます。

## ③就労移行支援

### 【サービスの見込量】

#### 第3期計画実績

利用者数 10人（月平均）

利用時間 199時間（月平均）

#### 第4期計画目標値

利用者数 16人（月平均）

利用時間 320時間（月平均）

就労移行支援については、一般企業への就労を促進することから利用量の増加を見込んでいます。見込量の確保については、現在3事業所が就労移行支援サービスを提供しており、3事業所合わせた定員は15人となっています。新規利用者の開拓と事業所利用定員の拡大を促進していきます。

## ④就労継続支援（A型）

### 【サービスの見込量】

#### 第3期計画実績

利用者数 30人（月平均）

利用時間 556時間（月平均）

#### 第4期計画目標値

利用者数 32人（月平均）

利用時間 592時間（月平均）

釜石大槌圏域には、サービス提供事業所が2か所あり現在の提供基盤で対応可能と見込んでいます。

⑤就労継続支援（B型）

【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 76人（月平均）

利用時間 1261時間（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 82人（月平均）

利用時間 1353時間（月平均）

釜石大槌圏域には、サービス提供事業所が6カ所あり現在の提供基盤で対応可能と見込んでいます。

⑥ 療養介護

【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 13人（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 14人（月平均）

療養介護については、計画期間中に1人増加すると見込んでいます。当面は釜石圏域以外での事業所も活用しながら見込み量の確保を図りますが、サービス提供事業所の定員拡大を促進し、釜石圏域におけるサービス提供基盤の確保に努めます。

⑦ 短期入所

【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 7人（月平均）

利用時間 69時間（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 8人（月平均）

利用時間 80時間（月平均）

短期入所については、利用ニーズが増加している状況のため、有事の際に不安なく地域生活を送れるよう適切な支給決定に努めます。

当面は、釜石圏域以外での事業所も活用しながら見込み量の確保を図りますが、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会で検討を進め、釜石圏域におけるサービス提供基盤の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス及び計画相談支援等

#### ① 共同生活援助

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 31人（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 34人（月平均）

平成26年4月から、障害者総合支援法の改正により共同生活介護が共同生活援助に一元化されました。施設や精神科病院からの地域移行、特別支援学校卒業生の地域生活の実現等から、共同生活援助の利用量は大幅な増加が見込まれますが、釜石圏域では、共同生活援助の提供基盤が不足しており、サービス提供事業所の新規の立ち上げや増設が必要です。

東日本大震災の影響により、一般住宅が足りていない状況が続いており共同生活援助の見込量の確保は一層困難を極めています。当面は釜石圏域以外での共同生活援助事業所も活用しながら見込量の確保を図りますが、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会で検討を進め、釜石圏域におけるサービスの提供基盤の確保に努めます。

#### ② 施設入所支援

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 109人（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 116人（月平均）

待機者の解消、特別支援学校卒業生の進路、施設入所者の地域移行等を考慮して、ゆるやかな増加を見込んでいます。

見込量の確保については、施設入所者の地域生活移行と施設入所を平行して進めるため、現在のサービス提供事業所の提供基盤で対応可能と見込んでいます。

#### ③ 計画相談支援

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 51.6人（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 60.5人（月平均）

計画相談支援については、平成27年度からサービス等利用計画の策定が義務化されることからサービス利用者全員が策定対象となります。そのため、相談支援専門員の増



員を検討するとともに、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

#### ④ 地域移行支援

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 1人（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 2人（月平均）

地域移行支援については、施設入所支援利用者や精神科病院からの地域移行者数を基に算定していますが、地域移行者すべてが利用するとは限らないため個別のケースに合わせた適切な支給決定に努めます。また、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、障がいのある人の地域移行支援に必要な体制を確保します。

#### ⑤ 地域定着支援

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 0人（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 2人（月平均）

地域定着支援については、平成26年度末時点で利用実績がありませんでしたが、地域移行者の個別のケースに合わせ適切な支給決定に努めます。また、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、障がいのある人の地域定着支援に必要な体制を確保します。

#### ⑥ 障がい児相談支援

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

利用者数 7.1人（月平均）

第4期計画目標値

利用者数 8.1人（月平均）

障がい児相談支援については、障がい児通所支援サービス利用者全員が策定対象となりますのでゆるやかな増加を見込んでいます。相談支援専門員の増員を検討するとともに、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、障がい児支援利用計画作成に必要な体制を確保します。

## 2 地域生活支援事業の充実

### ■ 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施回数 1回(年平均)

第4期計画目標値

実施回数 1回(年平均)

#### (2) 自発的活動支援

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施回数 0回(年平均)

第4期計画目標値

実施回数 1回(年平均)

#### (3) 相談支援事業

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施箇所 2か所

第4期計画目標値

実施箇所 2か所

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### 【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施回数 0回(年平均)

第4期計画目標値

実施回数 1回(年平均)

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施回数 0回(年平均)

第4期計画目標値

実施回数 1回(年平均)

(6) 意志疎通支援事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施回数 0回(年平均)

第4期計画目標値

実施回数 3回(年平均)

(7) 日常生活用具給付等事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

件数 879件

第4期計画目標値

件数 942件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

人数 8人(年)

第4期計画目標値

人数 12人(年)

(9) 移動支援事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施時間 210時間(年)

実施人数 5人(年)

第4期計画目標値

実施時間 336時間(年)

実施人数 8人(年)

(10) 地域活動支援センター事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実施箇所 7カ所

第4期計画目標値

実施箇所 7カ所

■ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 2人(年)

第4期計画目標値

実人数 2人(年)

(2) 更生訓練費給付事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 2人(年)

第4期計画目標値

実人数 2人(年)

(3) 生活訓練事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 6人(年)

第4期計画目標値

実人数 6人(年)

(4) 日中一時支援事業(日帰り短期入所)

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 7人(年)

第4期計画目標値

実人数 8人(年)

(5) 日中一時支援事業（タイムケア）

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 24人（年）

第4期計画目標値

実人数 25人（年）

(6) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 350人（年）

第4期計画目標値

実人数 350人（年）

(7) 点字・声の広報等発行事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 26人（年）

第4期計画目標値

実人数 26人（年）

(8) 点訳奉仕員養成研修事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 0人（年）

第4期計画目標値

実人数 3人（年）

(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 3人（年）

第4期計画目標値

実人数 3人（年）

(10) 視覚障がい者福祉事業

【サービスの見込量】

第3期計画実績

実人数 26人(年)  
第4期計画目標値  
実人数 26人(年)

### 3 障がい児通所支援の充実

障がい児通所支援  
【サービスの見込量】  
第3期計画実績  
実人数 47人(年)  
第4期計画目標値  
実人数 49人(年)

## 第5章 地域での自立した生活に向けた支援の充実

### 1 相談支援体制（地域ケア体制）の充実

#### 【課題の整理と今後の方向性】

本市では、障がいのある人が身近な地域で、適切な相談支援を受けることができるよう、市内の地域活動支援センターや相談支援事業所に、障がいのある人のための相談支援業務を委託しています。

また、幼稚園、学校、医療機関、福祉施設、障がい者団体、市など多様な機関がネットワークを構築し、多様な相談に対応したり、個別支援計画を作成する際に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が障がいや専門分野を超えて行う「個別ケア会議」を必要に応じて実施したりするなど相談支援体制の充実に取り組んできました。

障がいがある人やその家族が求める「相談支援の充実」を実現するため、これらの取り組みを継続するとともに、相談支援事業における人材育成や地域自立支援協議会の運営機能等の充実を図るため、釜石大槌圏域での基幹相談支援センターの設置検討を行い、相談支援事業のさらなる充実強化に努めます。

障がい者相談支援事業所等においては、障がいの状況、家庭や住まいの状況、サービスの利用意向など個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行います。さらに、必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、サービス等利用計画の作成に努めます。

釜石大槌地域障がい者自立支援協議会においては、困難事例や地域課題への対応策の検討、制度理解のための関係機関との合同研修会などを行います。

また、成年後見制度利用事業が地域生活支援事業の必須事業となったことから成年後見制度利用事業の充実を図っていきます。

障がいのある人に対する虐待の防止については、地域福祉課内に障がい者虐待防止センターの機能を設け、市民への啓発を行うなど障がい者の虐待防止に努めるほか、虐待を受けた障がいのある人の保護等を図ります。また、研修等を通じて虐待事例に対応できる人材育成や関係機関のネットワークづくりに努めます。

### 2 障がいに関する地域理解の促進

#### 【課題の整理と今後の方向性】

障がいのある人が地域で生活するために必要な支援として相談支援の充実のほか「地域住民の障がいに対する理解」があげられます。

本市では地域生活支援事業の理解促進事業などで障がいへの理解を進めるための講演会などを実施してきました。このような啓発活動を一層推進し、知識だけでなく、障がいがある人と実際にふれあうことを通じて、健常者自らが自分たちに足りない配慮は何かを気づくよう、多様な交流機会を創出し、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を図っていきます。

### 3 生活の場の確保

#### 【課題の整理と今後の方向性】

障害者自立支援法の施行に伴い、福祉施設や精神科病院入院者の地域移行が促進されました。本市では障がいのある人が地域へ移行して安心して生活を送ることができるよう、サービス提供事業所などと連携し、グループホームなどの整備促進及び必要なサービス量の確保に努めてきました。しかし釜石大槌地域には、グループホームが4カ所に設置されているにとどまっており、利用したくても空きがない状況が続いています。

障がいのある人の地域生活を支援するためには、グループホーム等の拡充や住まいの場の確保が必要であり、これらの整備・確保を図ることが課題となっています。

東日本大震災の影響から土地・建物の物件が不足している状況ですがグループホーム等の拡充に向け、地域に密着した小規模の住まいや、民間賃貸住宅の活用など、サービス提供事業所や釜石大槌地域障がい者自立支援協議会と協議を重ね、障がいがある人の住まいの確保に努めます。

さらに、地域生活への移行を進めるため「地域移行支援」を活用し、入所施設や病院への訪問による相談や、障害福祉サービス提供事業所への同行支援、住居を確保するための入居支援等の取り組みを推進します。

### 4 福祉施設での就労から一般就労への移行等の推進

#### 【課題の整理と今後の方向性】

本市では、障がいのある人の就労機会の拡大を図るため、釜石公共職業安定所及び釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センターが中心となって、企業への啓発や、障がいのある人の就労の場の確保に努めてきました。

平成25年4月からは企業の障がい者雇用に関する制度が改定され、法定雇用率が1.8%から2.0%（民間企業）に引き上げられていることから障がいがある人の雇用がより推進されます。

障がいのある人が就労先を確保し、就労後も安定して働き続けられるよう、市、釜石公共職業安定所、釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等が連携し、具体的な施策について協議していきます。

また、一般就労の困難な人が障がいに応じた福祉的就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。

### 5 災害時における要援護者への対応

#### 【課題の整理と今後の方向性】

本市では、平成22年2月に、釜石市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を策定し、自主防災組織や町内会、民生委員などの連携による、一人一人の要援護者の避難支援につなげる取り組みを始めていました。

こうした取り組みの過程の中で、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、多くの市民が犠牲となり、94人の障がいのある人も亡くなりました。また、東日本大震災



においては、要援護者の避難支援をしようとして亡くなった地域住民もいます。避難所では、障がいのある人への配慮が行き届かず、障がいのある人の多くが大変な苦勞をしました。

このことから、釜石市災害時要援護者避難支援計画の見直しを進め、災害時における避難の仕方や避難所での対応等について、新たに釜石市避難行動要支援者避難支援計画を策定しています。今後は、災害時における要援護者の避難が的確にかつ迅速に行われるよう、町内会や自主防災組織と連携を図りながら取り組んでいきます。

また、福祉避難所の設置、災害時における透析患者、オストメイト、補装具申請者への対応のマニュアル化、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会による災害時の支援体制の構築を進め、特別な配慮を必要とする人の避難生活を支援します。

なお、災害時においては、行政やサービス提供事業所による支援が即座に行われるとは限りません。市内には、民生委員、町内会、障がい者相談員、ろうあ者相談員、生活支援相談員など、地域において障がいのある人の支援のキーパーソンとなる人たちがいることから、こうした人たちを通じて災害時に様々な支援が障がいのある人に提供できるよう取り組んでいきます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 庁内における計画の推進

この計画を推進するにあたっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

### 2 地域との連携

この計画を推進していくにあたっては、地域の理解と協力が必要不可欠となります。そのため、社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、町内会、民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業者、企業との連携を図ります。

### 3 大槌町及び岩手県との連携

この計画の推進にあたっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援など、広域的な対応が必要となります。そのため、障がい保健福祉圏域である大槌町及び岩手県との連携を図ります。

### 4 地域移行へ向けた関係機関等との連携

福祉施設の入所者や精神科病院入院者で、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行について、当事者の意向把握に努め必要な情報提供を行いながら障がい福祉サービスを利用した地域移行を推進するため、医療機関、サービス提供事業所、相談支援事業所と連携を図りながら進めます。

- ・障がいのある人が、地域で生活するための生活の場確保に向けた支援を進めます。
- ・地域で生活することについて、家族の意向を確認するとともに地域移行を進めるための情報提供を行い、不安解消の支援に努めます。
- ・障がいのある人が、文化活動、スポーツ活動等に気軽に取り組むことができるよう機会の提供に努めます。
- ・障がいのある人が互いに交流することができる場の提供と、家族会の活動を支援します。

### 5 計画達成状況の点検と評価

この計画の推進のため、障がい者のニーズや社会環境の変化等を踏まえ、サービス見込み量の達成状況、地域生活への移行、一般就労への移行が進んでいるかなどについて、進捗状況の取りまとめを行うとともに、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会から意見を聴取し、計画の取り組みを進めていきます。